

平成 29 年 5 月 23 日

各 位

会社名 総合メディカル株式会社
代表者 代表取締役 社長執行役員 坂本 賢治
(コード番号：4 7 7 5 東証第 1 部)
問合せ先 常務執行役員 橋本 浩一
(TEL 092-713-9181)

当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続について

当社は、平成 26 年 5 月 22 日開催の当社取締役会において、当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下「原対応方針」といいます。)の導入を決定して同日付で公表し、また、当社定款第 18 条に基づき、同年 6 月 20 日開催の当社第 36 期定時株主総会において、原対応方針の導入に関する議案につき、出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決していただいております。その後引き続き、当社は、関連法令等の施行等の動向に注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益(あわせて以下「株主共同の利益」といいます。)を確保し、向上させるための取組みとして、原対応方針の内容についてさらなる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、本日開催の当社取締役会において、原対応方針の有効期間の満了に伴い、当社定款第 18 条に基づき、平成 29 年 6 月に開催予定の当社第 39 期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、原対応方針を改定し、当社の株式の大規模買付行為(下記Ⅲ. 2. (1) (i)において定義されます。以下同じです。)に関する以下の対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を導入することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本対応方針の有効期間は、平成 32 年(2020 年)6 月に開催予定の当社第 42 期定時株主総会の終結時までといたします。

本対応方針における、原対応方針からの主な変更点は以下のとおりです。

- ・ 本対応方針の運用に係る当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するため、大規模買付情報リスト(下記Ⅲ. 2. (1) (iii)において定義されます。)に含まれる情報の具体的な内容の決定、大規模買付者(下記Ⅲ. 2. (1) (i)において定義されます。以下同じです。)に対する追加の情報請求の決定、および大規模買付情報(下記Ⅲ. 2. (1) (iii)において定義されます。)の提供が完了したかの判断に際して特別委員会(下記Ⅲ. 2. (3) (i) (ア)をご参照下さい。以下同じです。)に任意の諮問を行えることを明確化しました。

- ・ 特別委員会の運営等の合理性および公正性を担保するため、特別委員会規則を制定するとともに、その概要を別紙 4 に記載しました。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は上場会社であるため、当社の株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引ができるものです。したがって、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由なご意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。このような一方的に行われる大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められない等、株主共同の利益を著しく損なう買付行為もあり得るものです。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、株主共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯にめざす者でなければならないと考えております。したがって、上記のような大規模な買付行為等の株主共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、株主共同の利益を向上させるための取組みとして、下記 1. の中期経営計画による企業価値向上への取組み、および下記 2. のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような株主共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記 I. の当社

の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)に資するものであると考えております。

1. 中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、「よい医療を支え、よりよい社会づくりに貢献する」ことを理念として、病院の経営コンサルティング、薬局、レンタル、リース・割賦等の事業を展開してまいりました。当社は、「よい医療は、よい経営から」とのコンセプトのもとで、医療機関のよきパートナーとしてよい医療の実現を支援しております。

当社は、行動規準である「わたしたちの誓い」と「社是・社訓」とを役員・社員一人ひとりが実践していくことで、よりよい社会づくりに貢献し、社会から評価され、尊敬される企業になることをめざしております。

以上のような経営の理念および基本方針のもとで、平成 26 年 4 月から開始した 3 か年の中期経営計画(「さらなる挑戦 ～安心して暮らせるよりよい社会をめざして～」)、以下「前中期経営計画」といいます。)においては、下記の具体的な重点施策(①新規事業への挑戦、②既存事業の進化と深化、③企業価値の向上)を掲げ、今までの取組みをさらに充実・進化させるとともに、世の中に必要とされる新しいサービスを開発し、社会が抱える課題の解決に挑戦し、長期ビジョンの「日本型ヘルスケアビジネスの完成へ」の土台構築を行う 3 か年となりました。定量面における成果としては、前中期経営計画最終年度(平成 29 年 3 月期)の売上高が 1,222 億円、EBITDA マージンが 9.1%、ROE が 12.2%となり、時価総額は 3 年間で約 2 倍になりました。

(前中期経営計画における重点施策)

① 新規事業への挑戦

- ・ 急性期医療から在宅介護まで、それぞれに対応した経営支援および連携支援を行い、地域ヘルスケアネットワークの基盤づくりに貢献します。

② 既存事業の進化と深化

- ・ 理想の医療モールづくり、開業支援の強化・拡充、会員サービスの向上、ストックビジネスの拡大等、D t o D システム(医業継承・医療連携・医師転職支援システム)をベースに医業支援を推進します。
- ・ 薬剤師の職能発揮により、医薬連携の強化、医療費の適正化、在宅医療の充実、セルフメディケーションの取組み等、価値ある薬局づくりを推進します。

③ 企業価値の向上

- ・ 経営理念のもと、社員が誇りと使命感をもって仕事を行える仕組みづくり、社員とともに企業が成長できる仕組みづくりをします。

これらの取組みを発展させ、さらなる成果を出すために、当社は、平成 29 年 4 月から 3 か年にわたる新たな中期経営計画「アクション 2020」(以下「新中期経営計画」といいます。)を以下のとおり策定・実施しております。

(1) 50 期ビジョン(2028 年 3 月期)における新中期経営計画の位置付け

当社は、医療・介護の社会的課題として、医療費・介護費の増大、非効率な医療提供体制、および医師の偏在などがあると認識しております。当社は、これらの医療・介護の社会的課題を、当社の社是(ミッション)「わたしたちは、よい医療を支え、よりよい社会づくりに貢献します」のもと、当社の強みである D t o D システム、医療機関および医師とのネットワーク、ならびに経営理念の浸透度の高い社員を活かして、解決することに取り組んでいます。当社は、地域包括ケアシステムを支える「日本型ヘルスケアビジネスの完成へ」を 50 期ビジョン(ありたき姿)と位置付けております。この日本型ヘルスケアビジネスは、具体的には、D t o D システムに加え、価値ある薬局の創造および他社との協業を通じて、病院の経営支援および理想の医療モールづくりの推進を行い、地域ヘルスケアネットワークの基盤づくりを行うことであると考えております。

この 50 期ビジョンを実現するためのステップとして 3 か年の新中期経営計画を策定しました。新中期経営計画においては前中期経営計画において構築した日本型ヘルスケアビジネスの土台をもとに、当期(平成 29 年 3 月期)までの取組みを発展させ成果を出す、すなわち「具現化」することをめざしております。

(2) 中期経営計画「アクション 2020」について

① 平成 32 年(2020 年)3 月期のありたき姿

当社は、日本型ヘルスケアビジネスを具現化するために、以下の各施策および具体的な目標を掲げております。

医療モールの開発に関しては、医療モールへの介護・健康・予防の機能に加え、在宅医療や在宅ケアなどの機能の付加、高度急性期病院の医療機能を分化し、連携を強化した医療モールの開発などによって、地域包括ケアシステムの構築に貢献します。将来の人口動態や医療需要、街づくりの観点を踏まえ、医療モールによるコンパクトシティの形成を支援し、平成 32 年(2020 年)3 月期末に医療モール合計 200 件をめざします。

病院の経営支援に関しては、地域医療構想のもと、それぞれの地域の医療事情に合わせた病床の機能分化・連携のコンサルティング等によって医療機関を支援し、平成 32 年(2020 年)3 月期末に病院の経営支援件数 37 件をめざします。

価値ある薬局の創造に関しては、主に医療モール開発による薬局出店の加速によって、平成 32 年(2020 年)3 月期に処方せん枚数 230 万枚(20%)増をめざしま

す。さらに、経営課題を抱える調剤薬局のグループ化により店舗網を拡大していきます。

さらにこれらに加え、既存店舗の収益力強化に向けた取組みならびに「健康・予防」および「医療 ICT」を重点検討テーマとする既存事業の機能付加・強化と、新領域での事業化を検討していきます。

1	医療モールの開発	社会インフラとして医療・介護・生活支援等の複合施設の中核を担う ～医療モール 200 件へ～
2	病院の経営支援	地域包括ケアシステム構築における病院の機能分化と連携を支援 ～病院の経営支援 37 件へ～
3	価値ある薬局の創造	みんなの健康ステーションとして、地域包括ケアシステムを支える ～オーガニック成長で処方せん枚数 230 万枚(20%)増へ～
4	50 期ビジョン達成のために	既存事業の機能付加・強化と医療周辺事業への事業領域拡大

地域ヘルスケアネットワークの基盤づくりを推進

② 経営目標(平成 32 年(2020 年)3 月期)

- 売上高 : 1,600 億円(オーガニック¹⁾)
- EBITDA マージン² : 9%以上
- 設備投資 : 3 年間で 200 億円を配分(別枠で M&A・連携も積極活用)
- ネット DE レシオ³ : 0.5 倍程度(成長戦略向けに資金調達が必要な場合は、有利子負債を主とし、1 倍程度を維持)
- 配当性向 : 20%以上を維持(安定的かつ継続的な配当を実現)

¹ オーガニックとは既存の経営資源を利用して成長を実現することを意味し、経営目標としての売上高はそのような成長により達成すべき売上高を意味します。

² EBITDA マージンは、EBITDA÷売上高で算定され、EBITDA は、営業利益+減価償却費+のれん償却額で算定されます。

³ (有利子負債－現金及び預金)÷自己資本で算定されます。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する企業環境に対応した迅速な経営意思決定と、経営の健全性向上を図ることによって企業価値を継続して高めていくことを経営上の最重要課題のひとつとして位置づけております。その実現のために、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先、地域社会、従業員等の各利害関係者との良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

また、株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報公開により、経営の透明性を高めてまいります。

(2) 会社の機関の内容および内部統制システム整備の状況

当社は、取締役会により業務執行の決定が行われるとともに、取締役会および監査役会により、取締役の業務執行の監督および監査が行われる体制を採用しております。

当社の取締役会は、当社の規模等に鑑み機動性も重視して、11名で構成されており、うち3名が社外取締役であります(平成29年3月31日現在)。取締役会は原則毎月1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。

社外取締役は、在籍会社において実績・見識が高く評価されており、当社の事業環境にも見識を持つ者であり、独立した立場から取締役会に出席することで、経営の監督にあたっております。

代表取締役、業務執行取締役および常務執行役員で構成される常務会は、原則として毎月2回開催し、取締役会へ付議すべき事項、取締役会の決定事項以外の重要事項を決定しております。副社長執行役員および本部長で構成される個別案件会議は、原則として毎月2回開催し、常務会へ付議すべき事項、常務会の決定事項以外の重要事項を決定しております。また、社長執行役員等の執行役員で構成される経営会議では、経営に関する諸問題の討議や情報交換等を行っております。

取締役候補者は、人事諮問委員会が審議して取締役会へ答申し、株主総会付議議案として取締役会承認を得た後、株主総会議案として提出しております。

当社は執行役員制度を採用しており、執行役員候補者は、人事諮問委員会が審議して取締役会へ答申し、取締役会の承認を得て選任しております。執行役員は、取締役

会からの権限委譲により業務執行を行い、取締役会がこれを監督しております。

当社は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

監査役会は常勤監査役 2 名(うち、社外監査役 1 名)、非常勤監査役 2 名(うち、社外監査役 2 名)の計 4 名体制をとっております。各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準、監査計画、職務分担に基づき、業務執行の適法性について監査しております。社外監査役は、金融機関の財務や総合企画部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有している者、弁護士として企業法務に関する高度な専門的知見を有している者、および税理士として企業会計および税務に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有している者の 3 名で構成されております。

常勤取締役は、監査役と定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。

会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任し、正確な経営情報を迅速に提供するなど、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

監査部(10 名)は、全部門を対象に内部監査を計画的に実施しており、監査結果を代表取締役社長執行役員に報告しております。被監査部門に対しては、改善事項の指導を行い、改善状況を報告させることにより実効性のある監査を実施しております。

監査役、監査部、会計監査人は必要に応じ相互に情報および意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。

会計監査業務を執行している公認会計士は伊藤次男氏と池田徹氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。そのほかに会計監査業務に関わる補助者は、公認会計士 2 名、その他 5 名です。

そして、当社は、法律上の判断を必要とする場合は、顧問弁護士から適時に助言・指導を受けております。

また、当社は、定期・通期採用の社員研修、階層別研修およびコンプライアンス推進責任者のもとでの職場内研修等において、「企業倫理とコンプライアンス経営」を教育し、コンプライアンスの向上に努めております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本対応方針導入の目的および必要性

当社は、株主共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、本対応方針を導入いたします。本対応方針の導入に関する当社の考え方の詳細は、以下のとおりです。

当社の事業は、病医院経営のトータルサポートであり、D t o Dシステムをはじめ、コンサルティング、薬局、レンタル、リース・割賦等という幅広い範囲に及んでおります。また、当社は、上記Ⅱ.に記載のとおり、上記Ⅰ.に記載の基本方針の実現に資する様々な取組みを現に実施しております。

したがって、当社が大規模買付者から大規模買付行為の提案を受けた場合に、株主の皆様が、これらの当社の事業の状況および当社が現に実施している様々な取組みを踏まえた当社の企業価値、ならびに大規模買付行為の提案の条件・方法等を十分に理解された上で、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を短期間のうちに適切に行うことは、極めて困難であると考えられます。

そのため、株主の皆様がかかる大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社の事業および上記の様々な取組みの内容に精通している当社取締役会から提供される情報ならびに当該大規模買付行為に関する当社取締役会の意見等を含む十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様がその情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えております。また、当社は、株主共同の利益の確保または向上の観点から大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について、大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提示等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も確保されるべきであります。

さらに、大規模買付行為の中には、当社の株式を買い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うものであったり、株主の皆様が当社の株式の売却を事実上強要し、または、株主の皆様を当社の真実の企業価値を反映しない廉価で当社の株式を売却せざるを得ない状況に置くような態様によるものもあり得ます。また、当社が地域ヘルスケアネットワークの基盤づくりなどの重要な課題に取り組むためには短期的な利益ではなく長期的な視点での経営判断が必要となる場面も多く、優秀な人的資源を確保した上で、長期的な視点に立った事業運営が不可欠ですが、大規模買付行為の中には、中期経営計画の達成途上における一時点での差異のみに着目して中長期的な企業価値向上を目的としないものもあり得ます。さらに日本型ヘルスケアビジネスの完成のためには医療機関および医師とのネットワークならびに経営理念の浸透度の高い社員の協力が不可欠ですが、大規模買付者の方針によっては、優秀な医師や薬剤師、従業員等が不安を感じ、反発や流出を招くことによって地域ヘルスケアネットワークの基盤づくりへ影響を及ぼし、さらには企業価値の低下をもたらすおそれもあります。このように大規模買付行為により株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当社取締役会としては、当該大

規模買付行為に対して必要かつ相当な対抗措置を発動する必要もあるものと考えます。

なお、当社と資本業務提携関係にある三井物産株式会社は、当社の発行済株式(自己株式を除きます。)の 25.51%(平成 29 年 3 月 31 日現在)を保有する筆頭株主ですが、他に主要株主(総株主の議決権の 10%以上の議決権を保有している株主)は存在せず、当社の株主構成としては、金融機関、個人等に広く分散している状況です(別紙 1 をご参照下さい。)。よって、今後当社の株式に対して株主共同の利益を著しく損なうような大規模買付行為がなされる可能性は十分にあり、大規模買付行為が発生した場合に、株主の皆様が必要かつ十分な情報や時間を確保する必要性があると考えております。

また、当社は、前中期経営計画最終年度(平成 29 年 3 月期)の売上高が 1,222 億円、EBITDA マージンが 9.1%、ROE が 12.2%となり、時価総額は 3 年間で約 2 倍になりましたが、大規模買付行為に関して対応方針を設けていたことが、前中期経営計画の実行に全経営資源を集中することの一助となり、このような成果に寄与したものと考えております。当社取締役会としては、新中期経営計画のもとで経営目標を達成するためにも引き続き大規模買付行為に関する対応方針が必要であると考えております。

以上より、当社取締役会は、株主共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、本対応方針を導入することを決定いたしました。本対応方針は、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いもしくは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記 I. に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

なお、当社取締役会による本対応方針導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して当社の株式の大規模買付行為に該当する行為に関する提案がなされている事実はありません。また、当社の大株主の状況につきましては、別紙 1 をご参照下さい。

2. 本対応方針の内容

(1) 大規模買付ルールの設定

(i) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の①もしくは②に該当する行為またはこれらに類似する行為(但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- ① 当社が発行者である株券等⁴について、保有者⁵の株券等保有割合⁶の合計が 20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等⁷について、公開買付け⁸に係る株券等の株券等所有割合⁹およびその特別関係者¹⁰の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(ii) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長執行役員

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本対応方針において引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項および用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項および用語を実質的に継承する法令等の各条項および用語に読み替えられるものとしします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者を意味し、同条第 3 項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、株券等保有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同項に規定する発行済株式の総数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとしします。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等を意味します。以下②において同じです。

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

⁹ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数(同項に規定する総議決権の数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとしします。

¹⁰ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。

に対して、本対応方針に定められた手続(以下「大規模買付ルール」といいます。))に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を日本語で記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

具体的には、大規模買付意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(ア) 大規模買付者の概要

- ① 氏名または名称および住所または所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 会社等の目的および事業の内容
- ④ 大株主または大口出資者(所有株式数または出資割合上位 10 名)の概要
- ⑤ 国内連絡先
- ⑥ 設立準拠法

(イ) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、および大規模買付意向表明書提出日前 60 日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(ウ) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的の概要(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等¹¹を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。))を含みます。)

(エ) 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、大規模買付意向表明書の提出に当たっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類(外国語の場合には、日本語訳を含みます。))を添付していただきます。

(iii) 大規模買付情報の提供

上記(ii)の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社代表取締役社長執行役員に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。))を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただい

¹¹ 金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、金融商品取引法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

た日から 10 営業日¹²(初日不算入)以内に、当初提供していただくべき情報を記載したリスト(以下「大規模買付情報リスト」といいます。))を上記(ii)(ア)⑤の国内連絡先宛に発送いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役社長執行役員に提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が当社取締役会から独立した財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の外部の専門家等(以下「外部専門家等」といいます。))の助言を得た上で合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付者に対する追加の情報請求を決定するに際し、必要に応じて特別委員会に対して諮問することができるものとし、その場合には当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

なお、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとしませんが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして合理的に決定します。当社取締役会は、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容を決定するに際し、必要に応じて特別委員会に対して諮問することができるものとし、その場合には当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。また、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- ① 大規模買付者およびそのグループの詳細(沿革、資本金の額または出資金の額、発行済株式の総数、役員の氏名、職歴および所有株式の数その他の会社等の状況、ならびに直近 2 事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的(大規模買付意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容)、方法および内容(大規模買付行為の適法性(法令上必要となる許認可等の取得の見込みを含みます。))に関する意見を含みます。)
- ③ 買付対価の種類および金額(有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類および交換比率、有価証券等および金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率および金銭の額を記載していただきます。)、ならびに

¹² なお、営業日とは、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。

当該金額の算定の基礎および経緯(算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。)

- ④ 大規模買付行為に要する資金の調達状況、および当該資金の調達先の概要(預金の場合には、預金の種類別の残高、借入金の場合には、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合には、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。)
- ⑤ 大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑥ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑦ 支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社および当社グループの支配権取得または経営参加の方法、ならびに支配権取得後の経営方針または経営参加後の計画。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分または譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定または解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社および当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容および必要性
- ⑧ 純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針、および議決権の行使方針、ならびにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑨ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性および時期、ならびにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑩ 大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由およびその内容

- ⑪ 大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨および理由
- ⑫ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要
- ⑬ 当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容
- ⑭ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための方策の内容
- ⑮ 反社会的勢力との関係に関する情報

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付者から提供された情報(大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報および当該不提供の理由を含みます。以下同じです。)が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を株主の皆様に開示いたします。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかに、その旨を大規模買付者に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、その旨を株主の皆様に開示いたします。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了したと判断するに際し、必要に応じて特別委員会に対して諮問することができるものとし、その場合には当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

(iv) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の①または②の期間(いずれの場合も初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定し、その旨を大規模買付者に対して速やかに通知するとともに、適時かつ適切に開示いたします。

- ① 対価を金銭(円貨)のみとし、当社の株券等のすべてを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には最長 60 日間
- ② その他の大規模買付行為の場合には最長 90 日間

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、当社取締役会が株主意思確認株主総会(下記(2)(i)(ア)(b)において定義されます。以下同じです。)を開催することを決定した場合については、下記(2)(i)(ウ)をご参照下さい。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様の開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(2) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(i) 対抗措置発動の条件

(ア) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

(a) 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を株主共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものいたします。

かかる場合、下記(3)(i)(イ)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて原則として当社の費用負担により外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。

(b) 株主意思確認株主総会決議に基づき発動する場合

上記(a)にかかわらず、当社取締役会は、①特別委員会が当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認株主総会」といいます。)を招集することを勧告した場合、または、②大規模買付行為の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令および当社取締役の善管注意義務等に照らして適切であると当社取締役会が判断した場合には、(上記②の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて)株

主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができますものとします。

(イ) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

(a) 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関して大規模買付者から提供された情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合には、当社取締役会は、株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することがあります。具体的には、別紙2に掲げる場合のいずれかに該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付行為は株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合に該当するものと考えます。

かかる場合、下記(3)(i)(イ)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて原則として当社の費用負担により外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

(b) 株主意意思確認株主総会決議に基づき発動する場合

上記(a)にかかわらず、当社取締役会は、①特別委員会が当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意意思確認株主総会を招集することを勧告した場合、または、②当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうおそれがある場合等、法令および当社取

締役の善管注意義務等に照らして株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、(上記②の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて)株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

(ウ) 株主意思確認株主総会を開催する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関する議案を株主意思確認株主総会に付議する場合には、取締役会評価期間終了後 60 日以内に株主意思確認株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとしますが、事務手続上の理由から 60 日以内に開催できない場合には、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することが適切であると判断した理由、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見、発動すべき具体的な対抗措置の内容、当該対抗措置発動の必要性・合理性その他株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項について、株主の皆様に対してご説明いたします。

また、大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。なお、株主意思確認株主総会が開催されない場合においては、上記(1)(iv)に記載のとおり、取締役会評価期間の経過後に大規模買付行為を開始することができるものとします。

(ii) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行います。但し、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。本新株予約権の概要は、別紙 3 に記載のとおりといたします。

(3) 本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

(i) 特別委員会の設置および諮問等の手続

(ア) 特別委員会の設置

対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います(但し、株主意思確認株主総会が開催された場合には、当該株主意思確認株主総会の決議に従います。)が、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、特別委員会規則(その概要は別紙 4 に記載のとおりです。)に従い、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとします。特別委員会の委員(以下「特別委員」といいます。)は、3 名以上とし、独立性の高い、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、医師、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会決議により選任されるものとします。本対応方針導入時の特別委員には、渡邊清孝氏、関榮一氏および三ツ角直正氏の合計 3 名が就任することを予定しております。なお、各特別委員の略歴は、別紙 5「特別委員の略歴」に記載のとおりであり、いずれも当社から独立した社外取締役または社外監査役です。当社は、上記 3 氏を、東京証券取引所に対し、当社の独立役員として届け出ております。また、渡邊清孝氏は、当社と資本業務提携関係にあり当社の筆頭株主である三井物産株式会社の出身ですが、同社執行役員を退任後、既に 7 年以上が経過しており、退任後は同社との取引その他の関係も一切ございませんので、十分な独立性を有していると判断しております。

なお、特別委員会の決議は、原則として特別委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとしますが、特別委員に事故があるときその他やむを得ない事情があるときは、特別委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。

(イ) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて原則として当社の費用負担により外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。なお、特別委員会

は、大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いもしくは行おうとしていると判断する場合、または、当該大規模買付行為が別紙 2 に掲げるいずれかの類型に該当する等当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうものであることが明白であると判断する場合にのみ、対抗措置の発動を是認する旨の勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。また、特別委員会は、対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認する必要があると判断する場合には、当社取締役会に対して株主意思確認株主総会を招集することを勧告するものいたします(上記(2)(i)(ア)(b)①および同(イ)(b)①をご参照下さい。)

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者から提供された情報に基づき、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および当該大規模買付行為の具体的内容ならびに当該大規模買付行為が株主共同の利益に与える影響等を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

また、上記にかかわらず、①大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合には、大規模買付行為の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令および当社取締役の善管注意義務等に照らして適切であると当社取締役会が判断した場合(上記(2)(i)(ア)(b)②をご参照下さい。)、または、②大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合には、当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうおそれがある場合等、法令および当社取締役の善管注意義務等に照らして株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合(上記(2)(i)(イ)(b)②をご参照下さい。)においては、当社取締役会は、特別委員会に対する諮問に代えて、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

(ウ) 発動した対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が上記(イ)記載の手続に従って対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、株主共同の利益の確保または向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記の場合に至った具体的事情を提示した上で、改めて特別委員会に諮問するものとします。

当該諮問がなされた場合、特別委員会は、必要に応じて原則として当社の費用負担により外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。また、当該諮問がない場合であっても、特別委員会は、上記の場合に至ったと自ら判断する場合には、必要に応じて原則として当社の費用負担により外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行うことができるものとします。当社取締役会は、いずれの場合であっても、特別委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置を維持するか否かの判断を行うものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえ、外部専門家等の助言を得ながら検討した結果、当社取締役会が株主共同の利益の確保または向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を、その決議により中止または撤回し、適用ある法令および金融商品取引所規則に従って、速やかにその旨を開示いたします。

但し、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の無償割当ての割当期日(別紙 3 第 1 項において定義されます。以下同じです。)に係る権利落ち日(以下「本権利落ち日」といいます。)の前々営業日までににおいては本新株予約権の無償割当てを中止または撤回する場合がありますが、本権利落ち日より前に当社の株式を取得された投資家の皆様で、本権利落ち日以降に、本新株予約権の無償割当てによる当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提として当社の株式を売却された方が、本新株予約権の無償割当ての中止または撤回により損害を被るという事態を回避するために、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当てを中止または撤回しないものとします。

(エ) 特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容を決定する場合、大規模買付者に対する追加の情報請求を決定する場合、大規模買付情報の提供が完了したと判断する場合、株主の皆様に対して当社取締役会が代替案を提示する場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、対抗措置発動の是非、および発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて原則として当社の費用負担により外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(ii) 株主の皆様のご意思の確認

(ア) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

当社は、本日開催の当社取締役会において、本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。したがって、本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本対応方針は導入されないものとし、また、原対応方針についても本定時株主総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

(イ) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

上記(2)(i)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

(iii) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、平成 32 年(2020 年)6 月に開催予定の当社第 42 期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。なお、本対応方針の継続については、当社取締役会において定期的に審議するものとします。

また、当社は、本対応方針が廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および金融商品取引所規則に従って、速やかに開示いたします。

3. 本対応方針の合理性について

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が平成 27 年 6 月 1 日に適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則 1-5. いわゆる買収防衛策」の内容その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(2) 株主共同の利益の確保または向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記 1. に記載のとおり、株主共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること(株主総会決議とサンセット条項)

当社は、上記 2. (3) (ii) (ア) に記載のとおり、本日開催の当社取締役会において、本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本対応方針に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。

また、上記 2. (3) (ii) (イ) に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

さらに、上記 2. (3) (iii) に記載のとおり、本対応方針の有効期間は、平成 32 年(2020 年)6 月に開催予定の当社第 42 期定時株主総会の終結時までであります。なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本対応

方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されます。なお、本対応方針の継続については、当社取締役会において定期的に審議するものとします。

(4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、上記 2. (2) に記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(5) 特別委員会の設置

上記 2. (3) (i) に記載のとおり、当社は、本対応方針の導入に当たり、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについての当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性および公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型買収防衛策等ではないこと

上記 2. (3) (iii) に記載のとおり、本対応方針の有効期間は平成 32 年(2020 年)6 月に開催予定の当社第 42 期定時株主総会の終結時までであり、また、本対応方針は、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役の任期は 1 年となっているため、本対応方針は、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

4. 株主・投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したが

いまして、本対応方針がその導入時に株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき 1 個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式 1 株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記 2. (3) (i) (ウ) に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。但し、当社は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、上記 2. (3) (i) (ウ) に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の理由により、本権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止または撤回することがありますが、本権利落ち日の前営業日以降は、本新株予約権の無償割当ての中止または撤回を行うことはありません。

また、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手續

本新株予約権の割当手續に関しては、割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手續は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に従って、適時かつ適切に開示いたします。

5. その他

本対応方針は、本日開催の当社取締役会において、社外取締役 3 名を含む取締役全員の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役 3 名を含む当社監査役 4 名が出席し、いずれの監査役も、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向および金融商品取引所その他の公的機関の対応等、ならびに、会社法、金融商品取引法または各金融商品取引所の上場規則等の改正、その他の法令等の制定改廃にも引き続き注視して、株主共同の利益を確保しまたは向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、または本対応方針に代わる別途の防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

以 上

(別紙 1)

当社の株式の状況(平成 29 年 3 月 31 日現在)

1. 発行可能株式総数 40,000,000 株
2. 発行済株式総数 15,340,156 株
3. 株主数 6,497 名
4. 大株主(上位 10 名)

	株主名	持株数(千株)	出資比率(%)
1	三井物産株式会社	3,819	25.51%
2	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL 常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社	1,191	7.95%
3	東京センチュリー株式会社	722	4.82%
4	株式会社福岡銀行	615	4.10%
5	小山田 浩定	453	3.03%
6	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	451	3.01%
7	株式会社北九州銀行 常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	404	2.69%
8	THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT 常任代理人 みずほ銀行決済営業部	323	2.15%
9	総合メディカル従業員持株会	235	1.57%
10	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	202	1.35%

(注) 上記出資比率は、自己株式(372 千株)を控除して計算しております。

小山田浩定は、当社の取締役相談役です。

小山田浩定以外の取締役の所有する当社の株式は、合計で 183 千株(1.22%)です。

以 上

株主共同の利益を著しく損なうと明白に認められる類型

1. 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
5. 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件(買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期および方法を含みます。)、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限られません。))が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
6. 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
7. 大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益が著しく毀損される等し、それによって、株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げると判断される場合
8. 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
9. 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

10. その他 1. から 9. までに準じる場合で、株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済みの普通株式の総数(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。)と同数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。)1 株につき 1 個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は 1 株とします。但し、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式 1 株当たりの金額は 1 円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者¹³、②特定大量保有者の共同保有者¹⁴、③特定大量買付者¹⁵、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①から④までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者¹⁶(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引替えに本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

¹³ 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹⁴ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

¹⁵ 公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。)の買付け等(金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等を意味します。以下同じです。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者およびその者の特別関係者の株券等所有割合の合計が 20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹⁶ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共通の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第 3 条第 3 項に規定されます。)をいいます。

特別委員会規則の概要

1. 特別委員会は当社取締役会決議に基づき設置する。
2. 特別委員会の委員(以下「特別委員」という。)は、3 名以上とし、独立性の高い、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、医師、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から、当社取締役会が選任するものとする。
3. 特別委員の任期は、当社取締役会がその者を特別委員に選任しその者が特別委員への就任を承諾した時または本対応方針の導入の効力発生時のいずれか遅い時から、その後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時または当該委員と当社とが別途合意したその他の時までとする。但し、特段の事情がある場合はこの限りではない。
4. 特別委員会は、当社代表取締役社長執行役員または各特別委員が招集する。
5. 特別委員会の議長は、各特別委員の互選により選定される。
6. 特別委員会の決議は、原則として特別委員の全員が出席し(電話会議システムまたはテレビ電話による出席を含む。以下同じ。)、その過半数をもってこれを行う。但し、特別委員に事故があるときその他やむを得ない事情があるときは、特別委員の過半数が出席し、その過半数をもって決議する。なお、特別委員会の決議について特別の利害関係を有する特別委員は、当該決議について議決権を有しないものとする。
7. 特別委員会は、以下の各号に記載される事項(以下「本諮問事項」という。)について、特別委員会において決議された結論に基づき、理由の要旨を付して勧告を行うものとする。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする(但し、対抗措置の発動の是非につき株主意思を確認するための株主総会が開催された場合には、当該株主総会の決議に従うものとする。)。
 - (1) 対抗措置の発動の是非
 - (2) 発動された対抗措置の維持の是非
 - (3) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問する事項

8. 特別委員会は、当社取締役会より、当社取締役会が大規模買付ルールに基づく手続の過程および本諮問事項の検討に際して使用または検討した資料および情報のすべての提供を受けることができるものとする。
9. 特別委員会は、本諮問事項の検討に際して必要となる資料および情報を、当社の費用において自ら収集し、または当社取締役会に対して収集を要請することができるものとする。また、特別委員会は、取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を特別委員会に出席させ、必要な事項について説明を求めることができるものとする。
10. 特別委員は、善良なる管理者の注意をもって、忠実に職務を遂行することを要し、特別委員としての職務遂行の客観性および中立性に疑義を生ぜしめる一切の行為を行わないものとする。
11. 特別委員会は、当社取締役会から諮問された事項の検討を行うため、必要に応じて、外部専門家等の助言を得ることができるものとする。かかる助言の取得に際して要した費用は、原則として、すべて当社が負担するものとする。

特別委員の略歴

1. 渡邊 清孝

昭和 46 年 4 月 三井物産株式会社 入社
平成 9 年 7 月 同社 鉄鋼製品本部 薄板第一部長
平成 13 年 4 月 同社 鉄鋼製品本部 薄板部長
平成 14 年 3 月 Mitsui & Co. (Canada) Ltd. President & CEO
平成 17 年 4 月 三井物産株式会社 執行役員 鉄鋼品本部長
平成 19 年 4 月 同社 常務執行役員 鉄鋼品本部長
平成 20 年 4 月 同社 常務執行役員 九州支社長
平成 22 年 4 月 九州電力株式会社 海外事業部 顧問
平成 25 年 6 月 当社 監査役
平成 26 年 4 月 溝江建設株式会社 会長 (現任)
平成 27 年 6 月 当社 取締役 (現任)

2. 関 榮一

昭和 46 年 4 月 株式会社日本興業銀行 入行
平成 12 年 9 月 同行 執行役員 福岡支店長
平成 14 年 4 月 株式会社みずほ銀行 常務執行役員
平成 17 年 6 月 国内信販株式会社 代表取締役社長
平成 20 年 6 月 楽天 KC 株式会社 代表取締役会長
平成 23 年 5 月 ポラリス・キャピタル・グループ株式会社 特別顧問 (現任)
平成 23 年 7 月 当社 顧問
平成 25 年 3 月 株式会社イノーバ 監査役 (現任)
平成 28 年 5 月 クリーンサアフェイス技術株式会社 取締役会長
平成 28 年 6 月 当社 取締役 (現任)
平成 29 年 4 月 淀川変圧器株式会社 取締役会長 (現任)

3. 三ツ角 直正

平成 55 年 4 月 松本法律事務所 入所
平成 63 年 4 月 最高裁判所司法研修所
平成 2 年 4 月 福岡県弁護士会に弁護士登録
森法律事務所 入所
平成 7 年 4 月 三ツ角法律事務所 開設
同事務所 所長 (現任)

平成 16 年 4 月 福岡大学法科大学院 非常勤講師

平成 22 年 4 月 福岡大学病院 客員教授（医療安全担当）（現任）

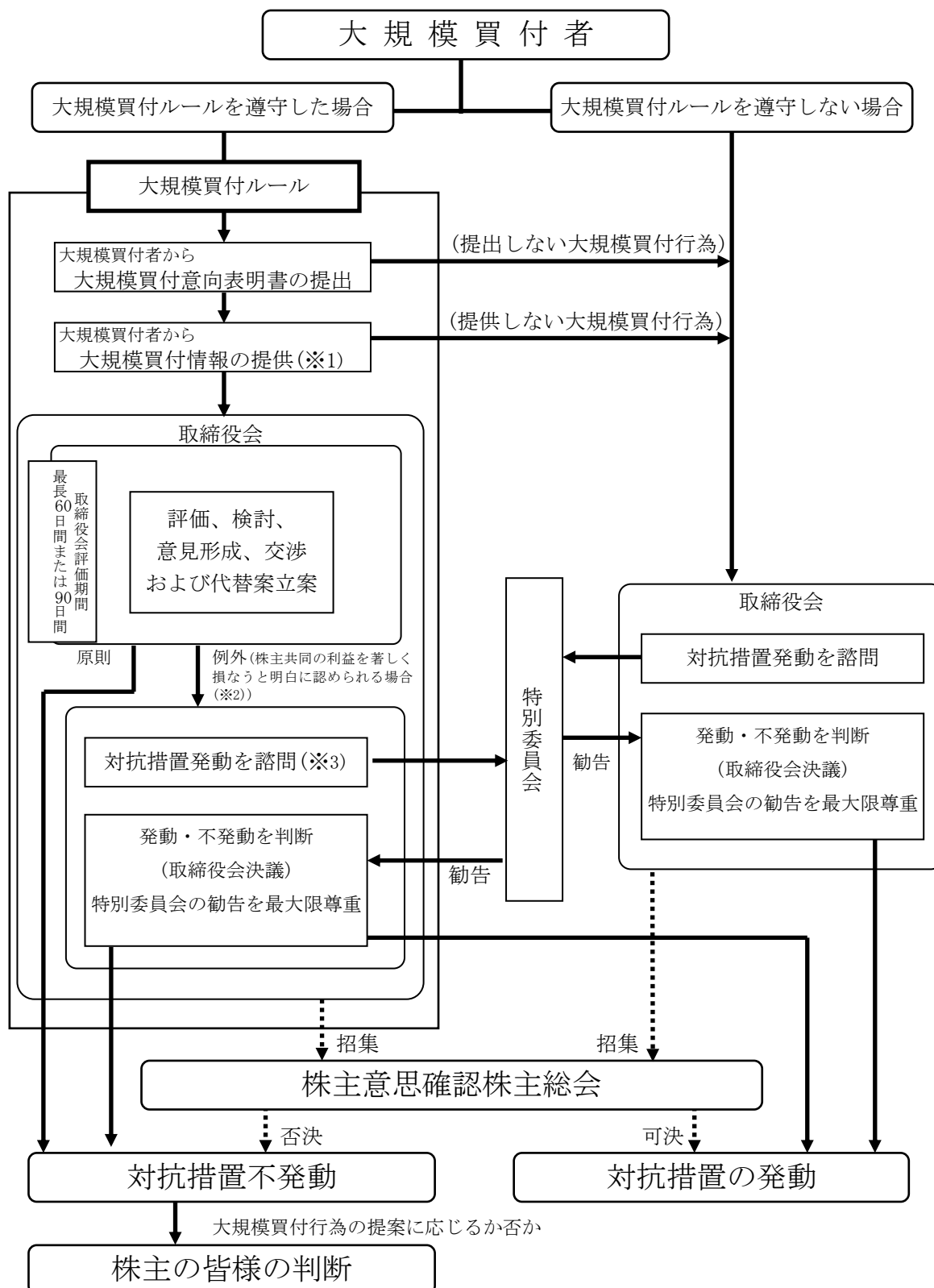
平成 26 年 6 月 当社 監査役（現任）

なお、当社は、上記 3 氏を、東京証券取引所に対し、当社の独立役員として届け出ております。

以 上

(ご参考)

本対応方針に係る手続の流れの概要



※1 大規模買付情報リストの内容の決定、追加の情報請求の決定、および大規模買付情報の提供が完了したかの判断に際して特別委員会に任意の諮問を行うことがあり、その場合は特別委員会の勧告を最大限尊重します。

※2 別紙2 ご参照。

※3 特別委員会に対する対抗措置発動の諮問は、取締役会評価期間内に行われることもあり得ます。
このフローチャートは、あくまで本対応方針の概要をわかりやすく説明するための参考とするために作成されたものにすぎず、本対応方針の詳細については、本文をご参照下さい。